写

島根地方最低賃金審議会の意見に関する公示
島根労働局一般公示第４２号

令和７年１０月１４日島根地方最低賃金審議会から島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１５条第３項において準用する同法第１１条第１項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、島根県の区域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第１５条第３項において準用する同法第１１条第２項及び同法施行規則（昭和３４年労働省令第１６号）第８条の規定に基づき、令和７年１０月２９日までに島根労働局長あて（松江市向島町１３４番１０松江地方合同庁舎５階）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和７年１０月１４日

島根労働局長　　岩 見　浩 史

記

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正決定に係る
島根地方最低賃金審議会の意見の要旨

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金を次のように定めること。

1　適用する地域
　島根県の区域
2　適用する使用者
　前号の地域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
3　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1)　１８歳未満又は６５歳以上の者

(2)　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
(3)　次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃、片付け又は整理の業務
ロ　手作業による運搬の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額
１時間　１，１６３円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日
法定どおり